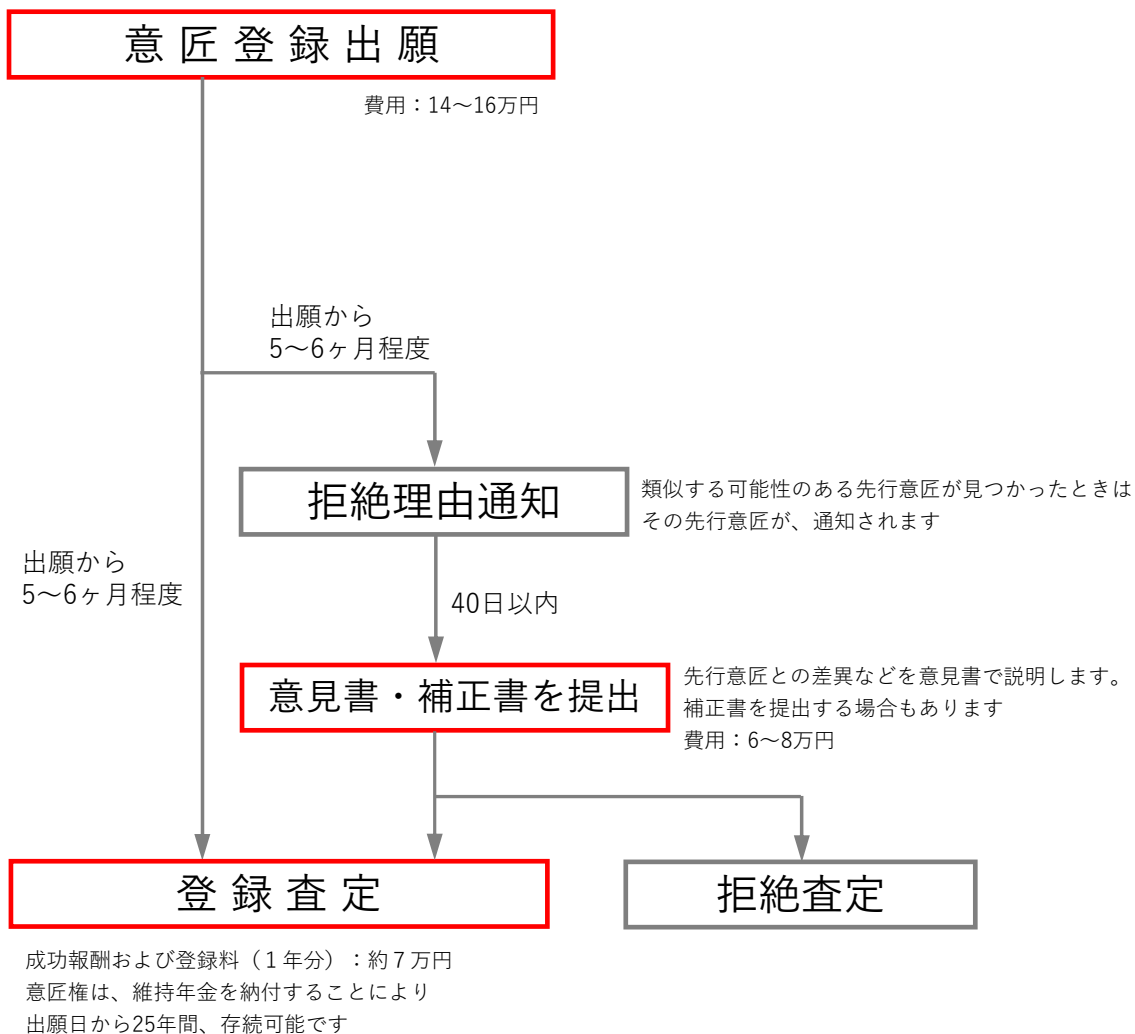


意匠登録出願の流れ

2020年5月18日

出願前に展示や販売をした場合、原則として、意匠登録できなくなります
ただし、1年以内であれば、例外規定の適用を受けることができます



金額は、あくまで目安です。
内容によって、上記の金額より増減する場合がございます。



鎌田特許事務所

1932年創業

〒542-0073 大阪府中央区日本橋1丁目18番12号
TEL：06-6631-0021 FAX：06-6641-0024
URL：<https://www.kamada-pat.com/>